別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　・人口構造

1985年から緩やかに人口減少。最近7、8年は年間100名以上減少しており減少幅が増加している。人口構造は以下のとおり。

人口6516人　0～14才10.4％　15才～64才54.9％　65才～100才34.7％

・産業構造

　令和２年農林業センサス、令和３年経済センサスによる甲良町の主要産業は次のとおり。農業経営体179経営体、建設業58事業所、製造業40事業所、卸売・小売業46事業所

　面積の約半分を、水稲を中心とした農地が占めているが、専業農家は少ない。

（２）目標

　商工会と協力し制度周知を行う事で計画期間中３件の先端設備等導入計画認定数を目指す。

（３）労働生産性に関する目標

　　先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

甲良町は多様な産業に支えられており、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　甲良町は、13ある集落が点在しており、各集落内に建設業の事務所や商店がある。また、集落と集落の間には町面積の半分を占める農地が広がっている。さらに町東北部に工業地が密集しており、各種産業が町内全域に広がっている。このような状況で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

（２）対象業種・事業

甲良町の産業は農業、建設業、製造業と多岐にわたり、多様な業種が甲良町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このため全ての業種を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　令和６年２月１日から令和７年３月31日

　　計画期間は原則として２年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施

策の方向性が会計年度等の始期である４月に切り替わることから、これらとの協調

・連動を図るため、本計画の終期を令和７年３月31日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

　・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

　・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。